

監査の種類	令和3年度（2021年度）執行分定期監査
指摘事項件名	業務委託における適切な事務手続及び事業実施方法の検討について
指 摘 内 容	市では、高齢者の健康維持と公衆浴場の振興を図ることを目的として、令和3年度（2021年度）において、65歳以上の高齢者を対象とした公衆浴場利用促進のため、通常は1回470円（令和3年（2021年）4月1日現在）の公衆浴場入浴料を100円で利用できるプレミアム入浴券を販売する事業を実施するに当たり、八王子浴場組合を受託者として、プレミアム入浴券販売等業務委託契約（単価契約）（以下「入浴券販売等契約（単価契約）」という。）を締結した。 入浴券販売等契約（単価契約）は、受託者が作成した市内の銭湯で利用できるプレミアム入浴券（以下「入浴券」という。）を市内居住の65歳以上の高齢者に対し、市内銭湯において1組（10枚10回分）1,000円で販売し、市は販売した入浴券1組につき販売手数料160円と、入浴料470円と入浴券1回分100円との差額（以下「入浴料差額」という。）である370円を、回収した入浴券の枚数に応じて、受託者へ支払うこととしている。 そこで、所管課から提出された令和3年度（2021年度）の入浴券販売等契約（単価契約）における契約関係書類を確認したところ、仕様書には、販売手数料と入浴料差額の支払に関する各単価の取決めのほかに、受託者が得た入浴券の販売代金について、委託期間最終日時時点で入浴券の販売総枚数と購入者の入浴券使用総枚数の間に未使用分の枚数（以下「未使用枚数」という。）がある場合、未使用枚数に対して、入浴券1回分に当たる100円を乗じた金額を受託者から市へ支払うとした規定が設けられていた。 所管課によれば、入浴券販売等契約（単価契約）に基づき、受託者に対して販売手数料を支払っていることから、受託者が収入した入浴券の販売代金は市の歳入であり、未使用枚数に係る販売代金は本来の収入者である市が受け取るべきとの考えに基づき、支払の規定を設けたとのことであった。 しかしながら、この考えに基づいた場合、市は受託者に対して収入事務委託を別に契約する必要があるが、所管課は、収入事務委託に必要な関係所管との協議及び契約の締結を行っていなかった。しかも、単価契約とは、本来、物又は役務の給付について、その規格及び単位当たりの価格を決定し、給付の実績によって委託料を算定し支払うものであるが、上記のような歳入に関する事項を本契約の仕様書に記載しただけで、受託者に市の歳入を取扱わせていた。 このような事務手続は、地方自治法施行令、会計事務規則等の規定に反した不適正な処理であり、所管課の当該事務に対する認識が希薄であったと言わざるを得ない。 また、本事業の目的である高齢者の健康維持と公衆浴場の振興という趣旨を踏まえると補助事業とすることも考えられ、事業の性質、実施主体及び手法についての見極めは重要であり、所管課での事業設計において熟慮すべき点があったと考える。 ついては、所管課においては、本事業の制度設計について再度検討するとともに、関係法令等にのっとり、適切な事務手続を行った上で、当該事業の目的及び内容に即した事業の実施を図られたい。

令和4年度（2022年度）実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	当該事務に対する認識が希薄であったことについては、今回の指摘内容を重く受け止め、今後同様の不適正な処理が起こらないように福祉政策課内で課題をしっかりと共有し、会計事務の手引き等により改めて知識の取得を図るとともに、関係法令にのっとり適切な事務手続きが遂行できるようチェック体制を強化し注意を払っていく。 また、制度設計の再検討については、令和3年度（2021年度）末に当該年度の事業内容の振り返りと翌年度の事業内容の検討を行った。その結果、本事業は令和2年度（2020年度）まで八王子浴場組合へ委託して実施していた「ひとりぐらし高齢者入浴券支給事業」の後継事業としていたため、令和3年度（2021年度）は令和2年度（2020年度）までと同様に八王子浴場組合への委託として実施したものの、本事業の目的から、八王子浴場組合を主体とする浴場振興事業とすることが適当であるとの判断に至った。 そこで、八王子浴場組合と調整を行った結果、令和4年度（2022年度）の実施にあたっては、八王子浴場組合が主体として実施する浴場振興事業に対して市が補助を行うこととし、4月1日付けで「八王子市公衆浴場利用促進事業補助金交付要綱」の策定を行い、すでに八王子浴場組合への補助事業として開始している。
措 置 時 期	令和4年(2022年)4月
所 管 部 課	福祉部 福祉政策課

監査の種類	令和3年度（2021年度）執行分定期監査
指摘事項件名	調査票等出力封入封かん業務委託に係る追加委託契約について
指 摘 内 容	市では、介護予防把握事業として、年に1回後期高齢者実態把握調査を実施しており、当該調査に係る調査票の作成、印字及び封入封かん等の業務については、事業者へ委託（以下「調査票出力等業務委託」という。）している。 そこで、令和3年度（2021年度）の調査票出力等業務委託について契約書類等を確認したところ、当初に調査票出力等業務委託契約（以下「当初委託契約」という。）を締結した後に、調査票の再印刷が必要になったとの理由で、追加で調査票出力等業務委託契約（以下「追加委託契約」という。）が締結されていたことが判明した。 このことについて所管課に確認したところ、当初委託契約を締結する前に、関係所管から質問項目の追加について依頼を受けていたが、所管課内の情報共有が適切に行われず、当初委託契約に反映することができなかった。質問項目の追加を認識したのは、受託者に対し調査票等の印刷に係る校正の承諾を行い、印刷が開始された後であったため、当初委託契約の業務範囲で対応することができず、追加委託契約を要することになったとのことであった。 以上のとおり、調査票出力等業務委託については、当初委託契約締結前後において、調査票の内容を変更する機会があったにもかかわらず変更されなかったことにより、結果として追加委託契約の締結が必要となり、本来は不要と思われる追加委託契約に係る委託料の支出があったという点で、経済性の観点から問題である。 このような状況が生じたのは、関係所管との連携だけではなく、所管課内の確認体制が不十分であったことが要因の一つと言える。 ついては、所管課においては、関係所管との連携による情報共有の仕組みを構築するとともに、所管課内でのチェック体制の強化を図り、より効率的な委託業務を行われたい。
措 置 内 容	後期高齢者実態把握調査の質問項目について、高齢3課（高齢者いきいき課、介護保険課、高齢者福祉課）を含めた庁内の関連所管に照会し、所管からの回答を踏まえた上で、調査票を作成する。その上で、調査票の最終案を高齢3課及び回答があった所管に確認の上、調査票を印刷する。 また、所管課内の連携については、定期的に関係する課長・主査会の中で、重要な案件についての進捗状況の報告を基本とすることで、各主査間の情報共有を一層強化する。
措 置 時 期	令和4年(2022年)9月13日
所 管 部 課	福祉部 高齢者いきいき課

監査の種類	令和4年度（2022年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	住民協議会に対する助成金交付に係る不適切な事務処理について
指 摘 内 容	市は、「公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団に対する補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団（以下「財団」という。）に対し、芸術・文化の向上及びコミュニティの振興に要する経費の一部に対して補助金を交付している。 所管課では、要綱に規定する補助対象事業のうち、コミュニティづくりを促進し、もって豊かな市民生活といきいきとした地域社会の発展を図ることを目的として、コミュニティの振興に要する経費の一部を補助（以下「コミュニティ事業補助金」という。）している。一方、財団では、当該補助金の一部から、17の地域住民協議会（以下「住民協」という。）の運営事業に対して、財団が定める「助成金等交付要綱」及び「地域住民協議会に対する助成金交付要綱」（以下「住民協交付要綱」という。）に基づき助成を行っている。 そこで、令和3年度（2021年度）に財団が行った助成事務について、助成金確定に係る書類、住民協から提出された実績報告書等の関係書類を確認したところ、次のような不適切な事務処理が散見された。 (1)複数の協議会において、実績報告書に助成金の内訳の記載がなく、また、住民協交付要綱で規定する事業報告書、決算書、証拠書類が添付されていなかった。 (2)住民協交付要綱で助成対象外経費としている事業積立金を助成対象経費として認めていた。 (3)本助成金の精算により発生した財団への返還金を助成対象経費として認めていた。 (4)ある住民協からの実績報告書では、助成金の確定金額は830,000円であったが、添付された住民協の決算書には助成金の決算額は709,850円と記載されており、確定額と決算額に齟齬があった。 所管課によれば、当該助成金を含む財団の助成金の額の確定は、実績報告書及び口頭により確認している。財団による助成金額の確定事務については、住民協交付要綱に従って実施するよう指導しており、財団は適正に実施するものと理解していたとのことであった。 また、財団によれば、実績報告書の内容については、必要な書類や証拠書類の提出を求めて確認しており、住民協に対しては、毎年住民協交付要綱を配付し、助成金の適正な使用について指導しているとのことであった。 しかしながら、上記のような事務処理が生じている状況を踏まえると、確認に必要な証拠書類を求めることなく又は証拠書類の提出のあった場合においても内容を確認しているとは言い難く、住民協の報告した額をもって確定処理を行うといった不適切な事務処理があったと言わざるを得ない。 このような状況が発生した要因としては、財団の本助成金の事務処理におけるチェック体制が十分機能していなかったことが挙げられる。また、財団では、住

指 摘 内 容	民協に対して、文書による必要書類の提出や要綱の配付により助成金の適正な使用について指導したとのことであったが、当該団体が経理事務に不慣れであることを考慮すれば、より実務に沿った的確な指導を行うべきであったと考える。そして、所管課においても、実績報告書や口頭による確認のみとせず、適宜、資料を提出させるなどの確認を行う必要があったと考える。 財団が支援し、助成金を交付するコミュニティ活動は、自主性や柔軟性を一定程度考慮しなければならないところであるが、市との連携による行政連携型の補助金であることから、市における「補助金実務マニュアル」に準じて、助成対象としない経費への充当は避けるべきであり、実績報告書の内容等に基づき十分な確認をした上で、助成金を確定することが肝要である。 なお、財団では、確定した住民協への助成金の内容を再調査の上で、不適切なものについては住民協へ返還を求め、市へ返還するとのことであった。 ついては、所管課においては、財団に対し、住民協交付要綱にのっとりた助成金の適正な事務を執行するためのチェック機能の強化及び住民協に対する詳細な説明やマニュアルの作成など錯誤を防ぐための仕組みづくりについて指導を行うとともに、財団の報告誤りを防止するための方策を図られたい。
措 置 内 容	上記の指摘事項を受け、協働推進課は、財団に対し、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの助成金について財団に再調査を依頼した。財団による再調査の結果、3団体の令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）助成金において不適切な支出が確認されたため、確定（実績）額と今回調査分の助成対象額との差額について、財団は住民協に対し返還を求めるとともに市へ返還することし、市は財団より当該返還金を受領した。 また、市は、財団に対し、チェック機能の強化等の指導を行うにあたり、現状の作業内容の確認を行った。その中で、協議会ごとに異なる形式の決算書等を確認していること、経費が助成金の対象となるかの判断を統一するため、作業が特定の人員に偏っているという課題を確認した。 そこで、助成金実績確認における錯誤を防ぐための仕組みづくりについて、各協議会と調整を重ね、実績報告書に追加して添付する書類として、従来使用していなかった補助対象事業の支出内訳及び明細の様式を作成し、財団が助成金の内容を複数名で確認しやすくするとともに、住民協に対して説明できるように指導した。 また、財団は、令和5年度（2023年度）からの助成金について、より適正な事務執行が可能となるように、令和5年（2023年）4月1日付で住民協助成金交付要綱を改正した。
措 置 時 期	令和6年(2024年)2月20日
所 管 部 課	市民活動推進部 協働推進課